

7月5日 大阪府への申し入れ 報告

「大飯原発の新基準適合は不十分」と認めながら、運転停止は表明せず

「再稼働の判断結果を出す前に、周辺自治体にも審査内容等を説明し、理解を得るべき」

7月5日、大飯3・4号の運転停止等を求めて大阪府庁に申し入れに行きました。府庁新別館北館の会議室にて、約1時間の申し入れとなりました。大阪府下各地から14名が参加しました。大阪府は、前回と同じく、環境農林水産部エネルギー政策課の橋本課長補佐、政策企画部危機管理室防災企画課計画推進グループの富田課長補佐、同石川主査が対応しました。まず、大阪府下29団体による要望書（※1）を提出しました。



要望書では、要望事項への文書回答を求めました。しかし府は、文書回答をする場合は、市民と話し合いはしない、逆に、話し合いをする場合は、口頭でしか回答しないという形でやってきたとのことでした。これについて説明を求めると、「明文化したものではないが、広報の団体応接で決まっている」とのことでした。

今回の要望事項は、①原子力規制委員会と関電に対して、新規制基準に適合していない大飯3・4号の運転を直ちに停止するように強く求めること、②高浜3・4号再稼働とプルサーマル再開に反対であると表明することの2点でした。口頭で回答を聞いた上でやりとりを行いました。

※1 要望書 http://www.jca.apc.org/mihama/ooi/osakapref_youbou20130705.pdf

◆規制委員会の判断自体が不十分と認めながら、停止は求めない

①の大飯原発については、「規制庁は新基準への適合を確認したとしているが、猶予期間の設定、活断層の判断を留保している。規制庁が基準に適合していると結論付けるのであれば、その理由を国民にきっちり説明すべき」と回答しました。

大飯原発の運転継続を認めた7月3日の規制委員会の判断については、敷地内破砕帯の問題を対象外にしたこと等をあげながら、「評価は不十分だ」と認めました。しかし、不十分であると考えているにもかかわらず、「運転継続を認めた理由を国がきっちり説明すべき」とするだけでした。市民側は、5月23日付の関西広域連合の国への申し入れでも明記しているように「新基準案に不適合であれば停止を求める」としてきたのだから、運転停止すべきと表明するよう求めました。また、「不十分だ」と言いながら「止める」と言わないのは規制委員会と同じようなものだ、と府の対応を批判しました。しかし、大阪府は、「一義的には国が判断すべき」「不十分な部分の審査は早急に行うよう求める」等とし、停止を求めるという姿勢は全くありませんでした。

前回5月22日の申し入れでは「一旦停止し、きっちりした新基準を作った上で審査されるべき」との考えを示していましたが、規制委員会が判断を示した後では後退した姿勢でした。7月8日の新基準施行後の大飯原発の審査については、「当然、破砕帯の評価が出てからになるでしょう」と述べました。

◆「プルサーマルについて国は説明責任を果たすべき」

「使用済み燃料の問題を先送りすべきではない」

②のプルサーマルについては、「燃料体検査によって規制庁が適切に判断するだろうと考えてい

る」と述べ、続けて「プルサーマルは安全性の問題についていろいろと危惧されているので、規制庁がきっちり審査し、大阪府を含め周辺自治体に説明責任を果たすべき」との考えを示しました。また、「一事象のプルサーマルについてどうこうというより、大きな意味で、使用済み燃料の問題について先送りせず、国がどうするかしっかり示すべき」と回答しました。

◆「高浜原発の審査は、防潮堤、免震事務棟が出来てから行われるべき」

新基準施行後の高浜原発の審査については、「新基準施行後の審査は厳密に行われるべき」と回答しました。また、新基準で求められる免震事務棟、防潮堤は必要なものであって、これらが出来てから審査されるべきだと述べました。

これに対し市民は、府の姿勢を公にすべきだと強く求めました。申請自体を問題にしている新潟県知事のように態度をはっきりと示すべきではないか、なぜ府としての見解を表明しないのか問いましたが、「発言すべきか、タイミングを含めて検討します」等とし、態度表明しない明確な理由は述べず、言葉を濁すだけでした。

◆「再稼働の判断結果を出す前に、周辺自治体にも審査内容等を説明し、理解を得るべき」

関西広域連合が6月29日付で国に出した申し入れ（※2）では、「再稼働の判断を行う場合には、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得ること」を求めています。これについて、「判断を下す前に」という意味かと確認すると、「事後報告ではなく、審査の途中で、再稼働の判断を下す前に説明等が必要という意味です」と明確に述べました。

※2 原子力発電所の新規制基準施行に当たっての申し入れ（2013.6.29 関西広域連合）

http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1372491857.pdf

◆原発に近づきながら兵庫に避難する計画は再検討すべき

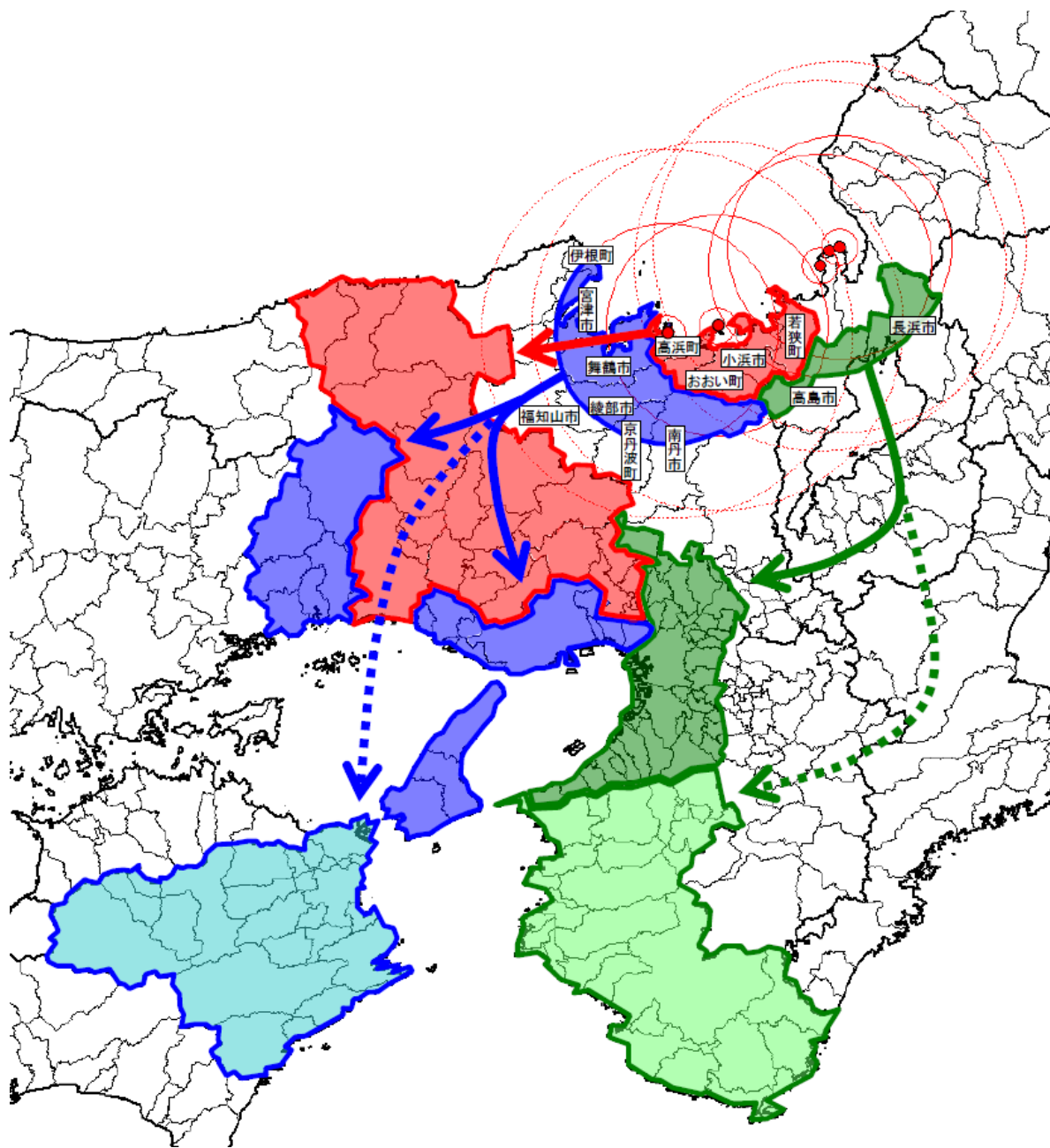
福井県知事からの要請をもとに、関西広域連合が6月29日に出した広域避難計画（※3）では、福井県内の原発で事故が起こった時に、小浜市や若狭町等の住民は兵庫県に避難することとなっています。これについて、この計画は大飯・高浜原発で事故が起こった時も含むのかと確認すると、「そうです」と認めました。しかし、それでは小浜市等の住民は、事故を起こした原発に近づきながらの避難を強いられることとなります。市民側は、福井県からの要請だからと言って、このような住民の安全を守れない計画を広域連合としてそのまま受け入れてよいのかと問いました。計画を再検討し、その結果を示してほしいと求めました。これについては、「趣旨は理解しました。広域避難の担当である兵庫県に伝えます」と約束しました。

※3 原子力災害に係る広域避難の受け入れ調整について（2013.6.29 関西広域連合広域防災局）

http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1372394721.pdf

防災計画は、琵琶湖が汚染された場合の安全な水の確保についてさえ、まだ何も決まっていません。今後も、原発の再稼働、防災計画・広域避難の問題などについて、活動を強めていきましょう。

2013.7.7 美浜の会



「原子力災害に係る広域避難の受け入れ調整について」（2013.6.29関西広域連合広域防災局）3頁の図